

あおもりの強みを生かす 人財確保育成事業 のご案内

令和元年度



新規雇用者の人件費（賃金、手当、社会保険料）、
研修費等を最長 4 ヶ月間支給
1人当たり160万円までOK！

※応募に当たっては、必ず
募集要項をご覧ください。

I 事業内容

1. 事業の概要

県内の製造業の企業（県が指定する17業種に限る。）が、求職者を正規雇用した上で行う人材育成について、参加企業を公募し、県からの委託事業として実施するもの。

2. 委託期間

4ヶ月以内とし、令和2年1月31日までに終了していただきます。

3. 応募資格

(1) 県内において、雇用保険適用事業所の事業主であり、かつ、雇用保険における産業分類が、日本標準産業分類の中分類に定める下記17業種のいずれかに該当する業を営む法人であること。

食品製造業(09)、飲料・たばこ・飼料製造業(10)、木材・木製品製造業(12)、パルプ・紙・紙加工品製造業(14)、化学工業(16)、プラスチック製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、輸送用機械器具製造業(31)

※()内の数字は日本標準産業分類の中分類番号

(2) その他

事業を的確に遂行できる能力を有すること、労働関係法令の違反によって送検処分を受けていないことなど。（詳細は募集要項をご確認ください。）

4. 対象者及び人数

- (1) 対象者 新たに正社員として正規雇用された求職者（失業者、転職希望者及び新規学卒未就職者）
(2) 人数 **3名以内**。ただし、事業計画採択時に計画していた採用予定人員分の求職者を全て雇用した企業については、**再応募（3名以内）**が可能です。

5. 委託業務の内容

- (1) 求職者を正規雇用した上で、職場内教育訓練（OJT）を通じて人材育成を行うこと。
 - (2) 上記のほか、新規雇用者の早期離職を防止し職場への定着促進を図るため、次のいずれかの取組を実施すること。
 - ① 賃金の引き上げ
 - ② 新たな福利厚生制度の導入
 - ③ 職場外教育訓練（OFF-JT）の実施
 - ④ その他職場定着に資すると認められる取組
- ※本事業の委託業務について効果的かつ円滑な執行が図られるよう、既存従業員の中から「人材育成主任者」（必ずしも専従であることを要しない。）を選任し委託業務を管理させる必要があります。

6. 委託費の対象となる経費

- (1) 対象経費
 - ① 新規雇用者の人件費
 - 1) 賃金及び就業規則等に規定され支給根拠が明確な各種手当等（賞与等のいわゆるボーナスは除く。）
 - 2) 新規雇用者に係る健康保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分
 - 3) 新規雇用者の人件費に係る消費税相当額
 - ② その他事業費
 - 1) 研修費、研修旅費
 - 2) 消耗品等の事務費（本事業に直接的に使用されるものに限る。）

※次に掲げる経費は対象外です。

- ① 既存従業員の的人件費（人材育成主任者に係る経費を含む。）
- ② 土地、建物、備品（5万円以上の物品等）の取得費
- ③ 施設・設備の設置費、改修費
- ④ 本事業に活用されたことが証拠書類から特定できない経費
- ⑤ 国、地方公共団体の補助金、委託費等により、既に支弁されている経費
- ⑥ その他、本事業に係る人材育成業務に直接関係しない経費

- (2) 事業費に係る要件
 - ① 新規雇用者1人当たりの事業費（「事業費総額」÷「委託期間中の新規雇用予定者数」）が160万円以下であること。
 - ② 総事業費に占める新規雇用者の人件費の割合（「本事業に係る新規雇用者の人件費の総額」÷「事業費の総額」）が2分の1以上であること。

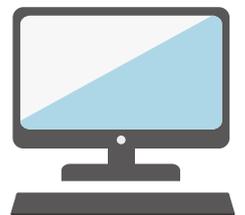
Ⅱ 募集手続

1. 募集期間

令和元年5月7日（火）から随時受付し、最終締切りは令和元年12月13日（金）17時必着とします。（※ただし、募集期間中であっても、予算を超過した場合は募集を打ち切ることがあります。青森県庁のウェブサイトでご確認ください。）

2. 応募方法

「青森県庁ウェブサイト」トップページから「しごと」→「しごと・産業」→「労働・雇用」→「令和元年度あおもりの強みを生かす人財確保育成事業」の順にアクセスすると、募集要項及び様式（記載例を含む）をダウンロードできます。提出書類を確認の上、青森県商工労働部 労政・能力開発課 雇用促進グループに4部（正本1、副本3）提出してください。（※再応募の場合は正本1部）



応募から事業終了までの流れ

手続きの詳細は、その都度、お知らせします。

応募書類の提出 (企業⇒県)

「応募者概要」、「事業計画書」、「経費積算書」及び添付書類を提出してください。詳細は「青森県庁ウェブサイト」から募集要項をご覧ください。

審査 (県)

審査期間は概ね2週間です。

(重要) 書類の不備がある場合など、審査に入る前に補正、差し替え等の期間が必要となることがあります。

審査結果の通知 (県⇒企業)

審査結果 (採択・不採択) を文書で通知します。

ハローワークへ求人 (企業⇒ハローワーク・県) ~ 選考・内定 (企業)

採択の審査結果の通知後に必ずハローワークに求人申込みし、求人票の写しを県に送付してください。採用面接日が決まった段階で県に連絡してください。採用予定者の実情等を踏まえて「経費積算書」の精査 (再見積) をしていただきます。(採用の内定通知は必要な時点で行って構いません。)

(重要) 求人票の備考欄等に「あおもりの強みを生かす人財確保育成事業」に基づく求人である旨記載してください。

(重要) 採択前から登録している求人票に基づく雇用は、本事業の対象となりません。継続している求人を本事業の対象とするためには、一度求人登録を取り下げ、本事業による求人である旨を明示した求人票で改めて求人登録を行う必要があります。

県と委託契約締結 (県⇄企業)

新規雇用者の雇用開始日に合わせて新規雇用者毎に契約を締結します。

委託事業開始 (企業)

事業計画に基づいてOJT及びOFF-JT等を実施してください。

委託契約期間終了 実績書類の提出 (企業⇒県)

委託業務完了後、必要書類を添えて「業務完了報告書」、「実績報告書」及び「経費精算書」を提出していただきます。

実績書類の審査 (県⇄企業) → 精算通知 (県⇒企業) → 委託料請求・支払 (県⇄企業)

上記で提出された書類を審査し、委託料を精算後、精算通知を送付します。精算通知受理後に、請求書を提出いただき、委託料支払いとなります。

Q&A

Q1 事業の対象となる正規雇用者の定義を教えてください。

A1 期間の定めのない雇用であって、当該企業における通常の労働者と同一の所定労働時間（週30時間以上）及び賃金制度が適用され、労働条件について長期雇用を前提とした正社員として位置づけられるものをいいます。

Q2 採用に当たり試用期間を設けている場合も事業の対象となりますか。

A2 試用期間を設けている場合でも、継続雇用を前提とした正規雇用者として採用され、試用期間前と後で待遇に著しい差が無い場合には、原則として対象となります。著しい差がある場合には、個別に県にお問い合わせください。

Q3 対象経費となる「新規雇用者の人件費」には福利厚生費等も含まれますか。

A3 新規雇用者の健康診断料（会社負担）については対象とします。その他については、その内容により個別に判断しますので、県にお問い合わせください。

Q4 対象経費となる「消耗品等の事務費」のうち、5万円以上の備品の取得費は対象外となっていますが、リースの場合は対象となりますか。

A4 リース契約を締結するものについては、委託期間内のリース料について対象経費にできる場合もありますので、個別に県にお問い合わせください。

Q5 OFF-JTは、会社の外で行う研修等がすべて対象となるのでしょうか。

A5 OFF-JTは、実施場所に関わらず、外部の研修機関等の実施するものの受講が対象となります。従って、外部の講師を招聘して職場の事務所等を利用して行うものやeラーニングも対象となります。ただし、単なる視察は対象となりません。

その他の関連事業

厚生労働省が実施している「地域活性化雇用創造プロジェクト」で採択された青森県の事業構想「おもりのづくり産業成長加速化・人財創造プロジェクト」に基づき、当事業のほか以下の事業を実施しています。

◆青森県が実施する事業

女性マーケティング
人財育成事業

消費者ニーズへの確に対応するため、女性を対象とした「女性マーケター育成講座」や「新商品開発伴走型マーケティング支援」などの実践的な人財育成を実施。

ものづくり企業職場力
向上支援事業

ものづくり人財の職場定着と県内就業を図るため、個別企業を対象に専門家による雇用環境の改善を図るコンサルティングを実施。

企業個別ニーズ対応型
生産性向上研修事業

県内ものづくり企業における生産性向上に資するため、技術者を対象とした、オーダーメイド型研修を含む多様なコースを実施。

先進・高度技術
人財育成事業費補助金

食分野又は成長分野産業における新たな事業展開・取引拡大等を図るための、県外研修等（eラーニングを含む）に要する経費の一部を助成。

◆当センターが実施する事業

雇用環境改善セミナー

地元経済の動向や企業ニーズ等を踏まえ、企業の成長や雇用環境の改善等、企業の雇用拡大に繋がるセミナーを開催。

◆その他

地域活性化雇用創造プロジェクト
関連融資利子補給制度

上記の各事業の参加実績があり、正社員の雇用の増加が見込まれる場合、その状況に応じて利子補給（1%以内）を5年間実施。（厚生労働省が指定する金融機関が実施）

お問い合わせ先
応募窓口

青森県商工労働部 労政・能力開発課 雇用促進グループ

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号 E-mail: roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

電話：017-734-9401 FAX：017-734-8117

ご相談
お問い合わせ先

(公財) 21 あおもり産業総合支援センター 地域活性化雇用創造プロジェクト担当

〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル7階

電話：017-775-3234 FAX：017-721-2514